

日本におけるスポーツ・レクリエーション団体の知的財産管理の現状と課題

(鬼ごっこ総合研究所 主席研究員) 平峯 佑志

キーワード： 憲法、財産権、知的財産権、スポーツ、レクリエーション

1, はじめに

本研究は、日本におけるスポーツ・レクリエーション（スポレク）の関係団体の知的財産管理の現状と課題について、各団体の実態を調査することで、今後の日本のスポーツ・レクリエーション界の更なる発展へ向けての足掛かりにして行きたいと考え行った研究である。2020年に控えた東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本国内の各種競技種目の競技大会や選手育成が、これまで以上に多額の予算と人員を要して行われている中で、各スポーツ競技を国内で運営している競技統括団体に焦点を当てて、知的財産管理の視点で運営の実態について、本研究では調査を行った。

2, 課題

日本におけるスポレク団体の知的財産管理の実態調査について、なぜ実施したのかについて課題を整理する。まず、重要となってくるのは、知的財産に対する理解からである。知的財産は、経済的取引の客体を目的とする権利の総称である「財産権」の中の一つの権利である「知的財産権」で保護される財産の一つである。財産権は、憲法29条1項で「財産権は、これを侵してはならない」と規定されており、国民の私有財産を国が認めていることを表わしている。また、憲法第29条第2項では「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」、第3項では「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と定められて

いる。知的財産権には、特許権、商標権、意匠権、著作権、実用新案権、肖像権、商号権など、他にも多数ある。法律で権利として、ある一定の条件のもとに、無体物について権利者が専有できるとされている。一般的には、最新テクノロジーの特許権やキャラクターの商標権、著名人の肖像権などが、よく連想されるものである。今回、スポレク団体の知的財産管理について課題意識をもった理由は、日本においてスポレクは、これまで行政が公的資金を用いて、地域スポーツや青少年の部活動やクラブ活動の運営を支えてきた背景から、スポレクは無償であるという観念が根強いと私は感じているのだが、その理由は実施主体である競技団体の関係者が、スポレクが無形物ではあるが財産権を有した主体であるにもかかわらず、財産権として認識をしていないのではないかと危機感を感じたからである。

3, 調査方法

調査方法として、日本のスポレク団体の運営している団体公式ホームページに記載されている知的財産権の管理運営をしているのかについて調査した。調査した団体は、日本スポーツ協会、日本スポーツ協会加盟（準加盟も含む）63団体、日本レクリエーション協会、日本レクリエーション協会加盟40団体、スポレク関係16団体、トップスポーツ16団体、一般社団法人鬼ごっこ協会の合計138団体である。調査方法は、団体ホームページ上で知的財産の記載をして、知的財産管理を行っているか否かにつ

いて視認した。調査項目として、以下の7点のチェックポイント、①商標権の記載、②著作権の記載、③特許権の記載、④意匠権の記載、⑤規約・規則などの記載、⑥注意喚起の記載、⑦知財活用法の記載について調査を行った。なぜ、ホームページの記載の調査を行ったかという、団体が情報発信を通じて、自社の競技について財産として捉えているかの一つの指標として、知的財産管理の視点が含まれているかを調べるために行った。

4. 調査結果

図：該当団体の記載あり（計 138 団体）

| | |
|-------------|-------|
| ①商標権の記載 | 18 団体 |
| ②著作権の記載 | 27 団体 |
| ③特許権の記載 | 1 団体 |
| ④意匠権の記載 | 4 団体 |
| ⑤規約・規則などの記載 | 11 団体 |
| ⑥注意喚起の記載 | 26 団体 |
| ⑦知財活用法の記載 | 16 団体 |

5. 考察

日本のスポレク団体のホームページ上での知的財産管理への取組について、視認で調査をした結果、当初の私の仮説の通り、知的財産管理を徹底して行っているスポレク団体は、まだ少ないという結果が出た。団体名の公表は控えるが、7つの項目で該当項目が多い団体ほどに、事業規模や社会的認知の高い競技種目であることが分かった。トップリーグの団体に限ると、該当項目の数は全体平均よりも多かった。また、レクリエーション関連団体は、一部を除いてほとんどの団体が該当項目がゼロであった。レクリエーション団体に比べると、スポーツ団体が平均的には該当項目は多いと言えることが分かった。最後に、本論文のまとめであるが、知的財産の考え方の背景には、憲法 29 条の財産権があると前述したが、スポレク団体が現状で知的財産に関心

が薄いことを踏まえると、競技を担う関係者が競技を、各団体の私有財産と認識していないということを、それぞれの内実とは関係なく、対外的に表明してしまっていると捉えられても、グローバル化して高度に経済システムが発達した現代では仕方がないと思われかねない。一般的な反論は、スポーツは社会の公器で誰かが独占するものではなく、誰もが自由に取り組めることが理想であるという否定的な意見もある。しかし、憲法 29 条 2 項にもあるように、公共の福祉を念頭に入れた上での権利であり、私心の利得だけで財産を運用することは、本来的に許されていない。社会の中でスポレクの統括団体が、適切に競技を運用するためには、経済的取引の客体としてスポレクを捉え、持続可能な形で発展的にスポレクを捉えるべきではないかと考える。

6. 参考

※下記のホームページを調査

日本スポーツ協会（加盟・準加盟 63 団体含む）・日本レクリエーション協会（加盟 40 団体含む）・（公財）日本中学校体育連盟・（公財）全国高等学校体育連盟・（公財）日本障がい者スポーツ協会・特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会・（公社）日本女子体育連盟・（公財）日本体育施設協会・（一社）日本トップリーグ連携機構・日本オリンピック委員会・日本パラリンピック委員会・日本ワールドゲームス協会・笹川スポーツ財団・全国スポーツ推進委員連合・（公財）健康・体力づくり事業財団・東京オリンピックパラリンピック組織委員会・独立行政法人日本スポーツ振興センター・日本市民スポーツ連盟・（一社）日本女子サッカーリーグ・（一社）日本フットサル連盟日本フットサルリーグ・（公社）日本プロサッカーリーグ・（一社）日本バレーボールリーグ機構・（公社）ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ・（一社）バスケットボール女子日本リーグ・日本ハンドボールリーグ機構・ジャパンラグビートップリーグ・アジアリーグアイスホッケー実行委員会・（一社）ホッケー・ジャパンリーグ・日本女子ソフトボールリーグ機構・（一社）日本社会人アメリカンフットボールリーグ・（一社）Tリーグ・BADMINTON S/J LEAGUE 運営事務局・（一社）日本野球機構・公益財団法人日本相撲協会・（一社）鬼ごっこ協会